社会福祉法人・社会福祉施設自己点検表

（老人福祉施設運営管理・施設入居者処遇）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 施設種別 |  |
| 施設名 |  |
| 法人 | 所在地市町村名 |  |
| 施設 |
| 運営指導年月日 |  |
| 運営指導会場 |  |
| 法人 | 出席者 |  |
| 施設 |
| 市町村立会者 |  |
| 運営指導担当者 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 「摘要」欄の法令等略語福　祉　法・・・・・社会福祉法　　　　　　　　（昭26法45）労　基　法・・・・・労働基準法　　　　　　　　（昭22法49）労　基　則・・・・・労働基準法施行規則　　　　（昭22厚生省令23）労　衛　法・・・・・労働安全衛生法　　　　　　（昭47法57）労　衛　則・・・・・労働安全衛生規則　　　　　（昭47労働省令32）食　衛　法・・・・・食品衛生法　　　　　　　　（昭22法233）栄　改　法・・・・・栄養改善法　　　　　　　　（昭27法248）（※平15.5.1廃止施行）消　防　法・・・・・消防法　　　　　　　　　　（昭23法186）消　防　令・・・・・消防法施行令　　　　　　　（昭36政令37）消　防　則・・・・・消防法施行規則　　　　　　（昭36自治省令6）老　福　法・・・・・老人福祉法　　　　　　　　（昭38法133）老　福　則・・・・・老人福祉法施行規則　　　　（昭38厚生省令28）道養護運基・・・・・北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平24条例93）道特養運基・・・・・北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平24条例94）道軽費運基・・・・・北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平24条例92）道養護運則・・・・・北海道養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則　　　　　　　　　　　（平24規則86）道特養運則・・・・・北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則　　　　　　　　　（平24規則87）道軽費運則・・・・・北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則　　　　　　　　　　　（平24規則85）各施設運営・・・・・上記の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに共通の最低基準最低基準　　　　　（基準省令）養護運通・・・・・養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国通知12.3.30　老発307）軽費運通・・・・・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国通知20.5.30　老発0530002）特養運通・・・・・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（国通知12.3.17　老発214）利用料基準・・・・・軽費老人ホームの利用料に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平17.2.21高福976） | 国通知47.5.17・・・・・社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について社庶83国通知7.12.21・・・・・社会福祉施設の会計事務及び預かり金の適正な取扱いについて地福3298道通知53.2.1 ・・・・・社会福祉施設における自主監査の実施について（施設長あて）民総172国通知53.2.20・・・・・社会福祉施設の長の資格要件について（都道府県知事・指定都市市長あて）社庶13国通知62.9.18・・・・・社会福祉施設における防火安全対策の強化について社施107道通知7.5.8　・・・・・社会福祉施設における地震防災対策について地福3058道通知49.6.29・・・・・北海道社会福祉施設給食管理運営指針の改正について民総1152　　　　　　　 （最終改正：23.9.1施運16）国通知2.11.28・・・・・社会福祉施設等における適切な保健衛生状態の確保について社老2001道通知3.4.17 ・・・・・「社会福祉施設・保育施設等における飲用井戸等自主管理マニュアル」の策定について衛施62国通知13.4.6 ・・・・・身体拘束ゼロへの手引き老発155国通知17.1.10・・・・・高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について老発第0110001道通知17.1.11・・・・・高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について高福第1013道通知17.2.21・・・・・軽費老人ホームの設備及び運営について高福第1013国通知20.3.7 ・・・・・社会福祉施設等における食品の安全確保等について老計発0307001道通知21.3.19・・・・・社会福祉施設調理業務委託指針福指監1383道通知21.4.1 ・・・・・社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領施運6道通知23.8.11・・・・・社会福祉施設等における防災対策について施運682道通知25.3.28・・・・・高齢者介護施設における感染対策マニュアル施運1164 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 第１社会福祉施設の経営施設・設備の管理の状況 | １　設置者は、以下の事項に変更があるときは、（あらかじめ）届出を行っているか。（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）一　施設の名称及び所在地二　建物の規模及び構造並びに設備の概要三　施設の運営の方針（軽費老人ホーム）一　施設の名称及び種類二　設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況三　条例、定款その他の基本約款四　建物その他の設備の規模及び構造五　事業開始の予定年月日六　施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴七　福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法社会福祉事業変更届、老人ホーム事業変更届等年月日［　　年　　月　　日］内容［　　　　　　　　　　　　　　　］　消防署への届出年月日［　　年　　月　　日］内容［　　　　　　　　　　　　　　　］２　施設設備は、施設の設置運営最低基準を満たすとともに関係法令を遵守しているか。（１）基準を欠いているものの内容　　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］（２）１人当たりの居室面積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準面積 | ㎡ | 現　　状 | ㎡ |

 | い　る該当なしい　る | いない改　善見込有いない処遇上支障無 | いないいない | ・福祉法第63条・老福法第15条の2・消防法第7条国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する軽費老人ホームは、以下の事項についても届出が必要。八 　当該事業を経営するための財源の調達及びその管理の方法九 　施設の管理者の資産状況十 　建物その他の設備の使用の権限十一　経理の方針十二　事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置また、四、五、七、八、十一、十二は変更許可が必要。・福祉法第65条・老福法第17条第3項・各施設運営最低基準 | ・定款（法人）・財産目録（法人）・事業変更届・施設図面（パンフレット等） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 基本方針及び組織等の状況（施設運営全般） | ３　入所者定員及び居室定員を超えて入所させていないか。４　建物、構築物、設備等に危険な損傷個所はないか。５　次の重要事項を内容とする施設の運営についての規程（運営規程）を定めているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　　　　　目 | 有 | 無 |
| ①施設の目的及び運営の方針 |  |  |
| ②職員の職種、数及び職務の内容 |  |  |
| ③入所定員 |  |  |
| ④入所者の処遇の内容（特養は入所者の処遇内容及び費用の額、軽費は入所者に提供するサービス内容及び利用料その他の費用の額） |  |  |
| ⑤施設の利用にあたっての留意事項 |  |  |
| ⑥緊急時等における対応方法（特養のみ） |  |  |
| ⑦非常災害対策 |  |  |
| ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
| ⑨その他施設の運営に関する重要事項 |  |  |

６　施設長は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。　　組　織　図　［ 有 ・ 無 ］　　業務分担表　［ 有 ・ 無 ］７　前年度の総括に基づき、事業計画が作成され、職員へ周知されているか。 | いないな　いい　るい　るい　る | い　る一部居室あ　る[計画有]いないいないいない[不十分] | い　るあ　る[計画無]いない[未作成]いない[不明確]いない全くない | ・道養護運基第14条・道養護運則第3条第2項・道特養運基第11条第4項、第26条、第36条第4項、第42条、第45条第4項、第51条第4項・道特養運則第4条第3項、第8条第3項、第11条第3項、第14条第3項・道軽費運基第11条第4項、第26条、第38条第4項、第46条第4項・道軽費運則第3条第2項、第10条第2項、第15条第2項・道養護運基第8条　・養護運通第1の6・道特養運基第8条、第35条　・特養運通第1の6、第5の3・道軽費運基第8条　・軽費運通第1の6・道養護運基第22条・道特養運基第24条・道軽費運基第23条 | ・施設設立許可書・管理規程（運営規程）・組織図・業務分担表（事務分掌）・事業計画書　・理事会議事録・事業計画に関する決裁書類・職員会議録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （ 諸 規 程 ）（労基法関係） | ８　諸規程を作成しているか。　　また、制定及び改正の都度、理事会の承認を得ているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 直近施行年月日 | 理事会承認 |
| 就　業　規　則 |  |  |
| 給　与　規　程 |  |  |
| 旅　費　規　程 |  |  |
| 経　理　規　程 |  |  |
| 防火管理規程 |  |  |
| その他必要と認められる規程 |  |  |

９　労働基準法等関係法令通知等に則し、適正に行われているか。（１）就業規則（給与・旅費規程を含む）・労使協定の制定及び改正は、職員代表の意見を聴き、労基署に届出しているか。　　直近の届出　［　　年　　月　　日］（２）就業規則（給与・旅費規程を含む）・労使協定は、職員に周知できているか。　①　周知の時期　　　（新規採用時・規則改正時・その他（　　　　　　　　））　②　周知の方法　　　（事業所に掲示・書面で交付・その他（　　　　　　　　））（３）時間外及び休日の労働は、職員代表と書面による協定を締結し、労基署に届出しているか。　①　届　出　書　［ 有 ・ 無 ］　②　直近の届出　［　　年　　月　　日］　③　有効期間　［　　年　　月　　日～　　年　　月　　日］ | い　るい　る（いる）（いる）（いる） | いないいない(いない)届出予定(いない)周知予定(いない)協定締結予定 | いない未作成未承認いない(いない)(いない)(いない) | ・労基法第89条、第90条※非常勤職員、臨時職員を含め常時10人以上の場合のみ・労基法第106条・労基法第36条　第36条関係質疑応答57.12.21　　　　　労働省基準局監督課１　国家公務員の適用について国家公務員は人事院規則によって定められているので適用外。なお、現業職員は適用される。２　地方公務員の適用について県・市町村職員は適用される。３　公立社会福祉施設の適用について地方公共団体の長と労働組合との締結いかんにかかわらず、所管の施設において、正規の時間を超えて労働させる場合は締結が必要。 | ・各種規程・理事会議事録・届出書・時間外、休日労働に係る協定書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | （４）時間外及び休日労働に関する協定で定める限度時間は、厚生労働省告示の範囲内となっているか。（５）宿日直勤務について、労基署の許可を受けているか。また、宿日直勤務は許可条件のとおり行っているか。①　許　可　書　［ 有 ・ 無 ］②　許　　　可　［　　年　　月　　日］③　宿日直人数　［　　　　人　］④　許可時間帯　［　　　　　～　　　　　］⑤　実　　　態　［　　　　　～　　　　　］（６）賃金の一部を控除（法定控除を除く）している場合、職員代表と書面による協定を締結しているか。控除の内容　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | （いる）（いる）（いる） | (いない)協定変更予定(いない)許可予定(いない)協定締結予定 | (いない)(いない)(いない) | ・労基法第36条労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号）別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　間 | 限度時間 |
| １週間 | 15時間 |
| ２週間 | 27時間 |
| ４週間 | 43時間 |
| １箇月 | 45時間 |
| ２箇月 | 81時間 |
| ３箇月 | 120時間 |
| １年間 | 360時間 |

・労基法第41条・労基則第23条・労基法第24条 | ・時間外、休日労働に係る協定書・宿日直許可書・賃金の一部控除に係る協定書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | （７）施設職員の採用に当たって、労働条件を明示しているか。また、非常勤職員・臨時職員の採用に当たっては「採用通知書」を交付しているか。（８）職員（非常勤職員・臨時職員を含む）の勤務時間（始業・終業）を就業規則で明示しているか。また、勤務実態は就業規則に定めたとおりとなっているか。規則と実態が相違している場合の具体的内容（９）職員の勤務時間は、週所定労働時間40時間以内、１日８時間以内となっているか。法定労働時間を超えている施設においては超過理由及び改善策（10）退職手当及び退職年金等に関する規程を定め、必要事項を記載しているか。また、退職共済制度へ加入しているか。（11）育児休業制度を実施しているか。 | （いる）（いる）（いる）（いる）（いる） | (いない)(いない)(いない) | (いない)[明示無](いない)(いない) | ・労基法第15条、労基則第5条※書面で明示することが必要な労働条件（就業規則の交付でも可）１　　　労働契約の期間に関する事項１－２　期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項１－３　就業の場所、従事すべき業務に関する事項２　　　始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における終業時転換に関する事項３　　　賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項４　　　退職に関する事項・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条　（平5法76）・労基法第89条・労基法第32条・労基則第25条の2※10人未満の場合1日8時間以内・1週44時間以内（特例措置）・労基法第89条・社会福祉施設職員等退職手当共済法第2条、第3条※具備すべき事項　①　適用される労働者の範囲　　　　　　　　　②　支払の時期　　　　　　　　　③　決定、計算支払の方法・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。） | ・辞令書（写）・雇用契約書・採用通知書・就業規則・就業規則・当該規程・就業規則・退職共済加入者名簿・就業規則 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | （12）介護休業制度を実施しているか。（13）深夜労働について、育児・介護を行う労働者が請求した場合に、勤務を免除しているか。　　　※　対象労働者：①、②のいずれかに該当し、使用者に申し出た場合　　　　①　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者　　　　②　要介護状態にある家族を介護する労働者（14）職員（非常勤職員・臨時職員を含む）の年次有給休暇の付与日数は、労基法に定める日数を下回っていないか。（15）募集・採用、配置・昇進、降格、教育訓練、一定の福利厚生、定年・職種・雇用形態の変更、解雇・退職等に男女格差がないか。［　男　　　歳　・　女　　　歳　］ | （いる）（いる）(いない)（ない） | (いない)(いない) | (いない)(いない)（いる）（ある）格差が明らか | ・育児・介護休業法・育児・介護休業法第19条、20条・労基法第39条　最低付与日数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 勤続年数 | ６カ月 | １　年６カ月 | ２　年６カ月 | ３　年６カ月 | ４　年６カ月 | ５　年６カ月 | ６　年６カ月 |
| 付与日数 | 10日 | 11日 | 12日 | 14日 | 16日 | 18日 | 20日 |

・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法） | ・就業規則・職員からの請求書類・決定書・就業規則・就業規則・退職金に関する規定 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （人事管理）（給与等支給の状況） | 10　辞令交付簿（発令簿）を作成し、人事管理を行っているか。（１）施設職員が法人の業務を兼務している場合、理事長から兼務発令を行っているか。業務発令の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 発令内容 | 発令年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（２）栄養士等給食に関する専門知識を有する者を給食責任者に発令しているか。発令の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職 | 氏　　名 | 発令年月日 |
|  |  |  |

（３）業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。11　給与規程には、給料表、初任給格付基準、級別格付基準表、級別資格基準、経験年数換算表及び各種手当の支給に関する規定を定めているか。　　給与規程の整備状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 有 | 無 |  | 区　　分 | 有 | 無 |
| 給料表 |  |  |  | 寒冷地手当 |  |  |
| 初任給格付基準 |  |  |  | 特殊業務手当 |  |  |
| 級別格付基準表 |  |  |  | 扶養手当 |  |  |
| 級別資格基準表 |  |  |  | 通勤手当 |  |  |
| 経験年数換算表 |  |  |  | 住宅手当 |  |  |
| 期末勤勉手当 |  |  |  |  |  |  |

○　福祉職棒給表を適用しているか。　（確認のみ） | （いる）い　る（いる） | (いない)（１）（２）（３）(いない) | (いない)いない | ・道通知49.6.29民総1152・福祉法第90条・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（H19厚生労働省告示第289号）（参考）級別格付基準表（給料表　（一））

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　級 | ２　級 | ３　級 | ４　級 | ５　級 | ６　級 |
| ○事務員○調理員○用務員○介護職員○その他 | ○事務員○指導員○介護職員○調理員○用務員○その他 | ○事務員○指導員○介護職員○上記と同程度の職務の者 | ○係長○主任○指導員○上記と同程度の職務の者 | ○施設長○事務長○課長○上記と同程度の職務の者 | ○施設長○事務長○上記と同程度の職務の者 |

 | ・辞令交付簿・辞令交付簿・事務分掌（事務分担表）・辞令交付簿・事務分掌（事務分担表）・福祉サービス評価基準・業務マニュアル・給与規程・給与台帳・給与規程 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 12　給与規程等に基づき適切な取扱いが行われているか。（１）給与規程に基づき定期昇給及び昇給を行っているか。また、定期昇給以外に特別の昇給を行っている場合、その理由を決定書により明確にしているか。①　定期昇給　［毎年実施・その他（　　年に　　回）］②　定期昇給以外に昇給を行っている場合、その内容と理由　　　　　　　　　　（２）給与改正を行っているか。①　当該施設職員給与の改正率　（　　　％）②　改正年月日（理事会承認年月日）　［　　年　　月　　日］③　実施の時期［　　年　　月］　遡及年月日［　　年　　月　　日］（３）給与規程に基づき初任給の格付及び経験年数の換算を行っているか。また、初任給の決定経過は決定書等により明確になっているか。（４）各種手当は給与規程に基づき支払っているか。また、具体的項目に示す事項を充たしているか。（具体的項目）①　扶養、通勤、住宅手当挙証書類を徴した上で、認定を行い支給しているか。②　割増賃金（超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当）勤務命令に基づき、算出経過を明らかにした上で支給しているか。　　　ア　勤務命令　［ 有 ・ 無 ］　　　イ　算出経過　［ 有 ・ 無 ］③　特殊業務手当④　期末、勤勉手当⑤　寒冷地手当 | い　る（いる）（いる）（いる）（いる）①②③④⑤ | いない(いない)(いない)(いない)①②不備 | いない(いない)(いない)換　算未実施(いない) ①②③④⑤ |  | ・給与規程・給与台帳・辞令簿・昇給、昇格に係る決定書・給与規程・給与台帳・理事会議事録・給与規程・給与台帳・職員名簿・給与規程・各種手当認定決定書・扶養、通勤、住居届・時間外勤務等命令簿・時間外勤務等整理簿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | （５）給与規程に基づかない各種手当を支給していないか。給与規程に基づかない給与を支給している場合の支給内容　　　　　　　　（６）給与水準は、適切なものとなっているか。①　給料表ア　公務員（　　　　　）に準拠イ　その他（　　　　　）に準拠ウ　独自②　①のイ又はウの場合、その給料表を適用している理由　　　　　　　　　　（７）職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職共済加入者名簿等関係書類は一致しているか。（８）旅費は旅費規程に基づき支給しているか。いない場合、 その内容及び理由　　　　　　　　 | (いない)（いる）（いる）（いる） | (いない) | い　る(いない)(いない) | ・福祉法第90条・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（H19厚生労働省告示第289号） | ・給与規程・給与台帳・給与規程・出勤簿・休暇届・給与台帳・旅費規程・旅費命令簿・復命書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 職員の状況 | 13　施設長は、社会福祉法第19条第1項の各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者を配置しているか。14　施設長は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者であるか。※　ただし、同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合は、施設等の職務に従事することができる。兼務の状況　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］15　相談員、看護師及び栄養士は資格を有しているか。16　介護職員、調理員等は、それぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者を配置しているか。17　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者（（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。））を配置しているか。（特別養護老人ホーム）18　生活相談員、介護職員及び看護職員を機能訓練指導員及び介護保険法に定める介護支援専門員並びに併設される短期入所事業における同職との兼務を除き、他の業務又は他の施設等に兼務させていないか。兼務の状況　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | い　るあ　るい　るい　るい　るいない | いない取得予定な　い業務に支障いない | いないな　いいないいない[虐待等]いないい　る | ・国通知47.5.17社庶83・国通知53.2.20社庶13・道養護運基第6条　・養護運通第1の4・道特養運基第6条　・特養運通第1の4・道軽費運基第6条　・軽費運通第1の4・福祉法第66条・各施設運営最低基準・道養護運基第3条　・養護運通第1の4・道特養運基第3条　・特養運通第1の4・道軽費運基第3、36、44条　・軽費運通第1の4・道特養運基第6条　・特養運通第1の4※　ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。・各施設運営最低基準・道養護運基第7条・養護運通第1の5・道特養運基第7条・特養運通第1の5・道軽費運基第7条・軽費運通第1の5 | ・履歴書・講習会修了証・辞令簿・各施設における会議録・帳簿、伝票類（決裁関係）・卒業証書等資格証明書類・履歴書・履歴書等・卒業証書等資格証明書類・履歴書・辞令簿・事務分掌（業務分担表）・職員名簿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 19　職員の配置は、基準を満たしているか。（運営指導実施予定日の前月初日現在の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 施設長 | 事務員 | 直　接　処　遇　職　員 | 栄養士 | 調理員 | 医師 | その他 | 合計 |
| 生活相談員 | 支援員 | ＰＴ・ＯＴ等 | 介護職員 | 保健師看護職員 | 小計 |
| 配置基準数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 現　　員 | 正職員数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 臨時職員数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※　臨時職員の勤務形態　　１日　　時間（　　　時～　　時）　　週　　　日勤務　　社会保険加入（　有 ・ 無　） |

※　配置基準数については、各施設の設置運営最低基準に基づき記載すること。※　職種及び雇用形態については、各基準等に基づき適宜訂正の上、記載すること。 | い　る |  | いない | ・各施設運営最低基準（養護老人ホームの場合）・道養護運基第13条　・道養護運則第4条・生活相談員常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上・支援員常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受けていないもの）の数が15又はその端数を増すごとに1以上・看護職員常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上（特別養護老人ホームの場合）・道特養運基第12条、第46条・道特養運則第5条、第12条・生活相談員① 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上②　常勤の者・介護職員又は看護職員①　総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上②　看護職員ア　入所者数30以下の施設：常勤換算方法で、1以上イ　入所者数31以上50以下の施設：常勤換算方法で、2以上ウ　入所者数51以上130以下の施設：常勤換算方法で、3以上エ　入所者数131以上の施設：常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上③　看護職員のうち、1人以上は、常勤の者 | ・職員名簿・勤務表・各種加算認定書類 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 20　施設長は、基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行っているか。21　レクリエーション及び健康管理増進のための事業実施等士気高揚策について、職員の福利厚生への配慮等がなされているか。22　入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、原則として月ごとに勤務表を作成し、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にした職員の勤務の体制を定めているか。 | い　るい　るい　る | いないいないいない | いない勤務表なし | （軽費老人ホームの場合）・道軽費運基第12条　・道軽費運則第4条・生活相談員入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上・介護職員又は看護職員①　一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受けていない者）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上②　一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上③　一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情にあった適当数を加えて得た数。・栄養士1人以上※　Ａ型については、道軽費運基第39条、道軽費運則第11条による。Ｂ型については、道軽費運基第47条、道軽費運則第16条による。・道養護運基第22条・道特養運基第24条・道軽費運基第23条・福祉法第90条・「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（H19厚生労働省告示第289号）・道養護運基第24条　・養護運通第5の9・道特養運基第25条、第41条・特養運通第4の12、第5の9・道軽費運基第25条　・軽費運通第5の10 | ・会議記録等・事業計画・事業報告・勤務表（勤務時間）・賃金台帳 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 23　直接処遇職員の夜間における勤務形態は標準的勤務体制となっているか。（１）勤務体制　　　［　　直　　交代制　］（２）夜間勤務時間　［　　時　　分～　　時　　分　］（３）勤務人数　　　［　　　人　］24　夜間勤務者の拘束時間は17時間を超えていないか。（養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）また、1ヶ月以上の長期病休者や産休者がいる場合等、代替職員を確保しているか。○　病休者等の状況　・　病休者・産休者　［　　　人　］　・　代替職員の確保状況　　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］25　当該施設に宿直員（養護老人ホーム、軽費老人ホームは宿直員又は夜勤者）を配置しているか。特別養護老人ホームにおいて、宿直員を配置していない場合、最低基準を上回る夜勤職員を配置し、かつ、夜間の防火管理担当者を指名しているか。26　当該施設の職員によってサービスを提供しているか。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務（調理業務、洗濯等）については、この限りではない。（特別養護老人ホーム）27　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。　①　職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発しているか。　②　相談に対応する担当者及び窓口をあらかじめ定め、職員に周知しているか。 | い　るいないい　るい　るい　るい　るい　る | い　るいない | いないいないいないいないいない | ※ユニット型特養については、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の職員配置　・道特養運基第41条　・道特養運則第9条　・特養運通第4の12・夜間における勤務形態

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務体制 | 施設の種類 |
| 3直三交替制（2直二交替制） | 特別養護老人ホーム |
| 宿直制 | 養護老人ホーム |

・国通知62.9.18社施107・道養護運則第4条・特養運通第4の12・道軽費運則第4、11、16条　　　・軽費運通第3の1※ただし、軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りではない。・道特養運基第25、41条　　　　・特養運通第4の12・各施設運営最低基準・道養護運基第24条　・養護運通第5の9・道特養運基第25条、41条　・特養運通第4の12・道軽費運基第25条　・軽費運通第5の10 | ・宿日直勤務許可書・就業規則・勤務割表・就業規則・勤務割表・産休等代替職員任用通知書・出勤簿・勤務表・採用（雇入）通知書・宿直日誌・委託契約書・方針 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 加算単価の認定状況 | 28　各種社会福祉施設事務費加算単価の認定について、認定内容と実態は一致しているか。（養護老人ホーム）　加算等認定状況　　　　　　　　　　　　　（　　　　年度の認定状況）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　　　　　目 | 認定の有無 |
| ボイラー技士雇上費 | 有　・　無 |
| 民間施設給与等改善費 | 有　・　無 |
|  | 民改費特別加算 | 有　・　無 |
| 民改費停止 | 有　・　無 |
| 入所者処遇特別加算 | 有　・　無 |
| 施設機能強化推進費 | 有　・　無 |
| 単身赴任手当加算 | 有　・　無 |
| 常勤医師配置単価 | 有　・　無 |
| 障害者等加算 | 有　・　無 |

・ボイラー技士雇上費　　　　（認定対象者　　　　　　　　　　　　　　　）・民間施設給与等改善費　　　　（認定階級　　　　　　　）（認定対象職員数　　　人）・入所者処遇特別加算　　　　（対象者数　　　人、時間　　　　　　　　　）・施設機能強化推進費　　　　（認定事業名　　　　　　　　　　　　　　　）・単身赴任手当加算　　　　（対象職員数　　　人）・常勤医師配置単価　　　　（認定対象者　　　　　　　　　　　　　　　）・障害者等加算　　　　（定員　　　名）（加算対象者数　　　名）（対象者　　　％≧30％） | い　る |  | いない | （加算認定における対象施設）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　　　分 | 養護 | 軽費 |
| ボイラー技士雇上費 | ○ |  |
| 民間施設給与等改善費 | ○ | ○ |
|  | 民改費特別加算 | ○ |  |
| 入所者処遇特別加算 | ○ |  |
| 施設機能強化推進費 | ○ |  |
| 単身赴任手当加算 | ○ | ○ |
| 常勤医師配置単価 | ○ |  |
| 障害者等加算 | ○ |  |

・H18.1.24　国老健局長通知　「老人福祉法第11条の規定による措置の実施に係る指針」・H18.1.24　国通知　「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱いについて」 | ・職員名簿・各種加算認定書類・給与一覧表・辞令交付簿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 職員研修の状況職員の健康管理の状況 | 29　職員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 回数 | 直　接　処　遇　職　員 | 記録の有　無 |
| 総数 | 施設長 | 支援員相談員 | 介護職員 | 看護師 | 栄養士 | 調理員 | 事務 | その他 |
| 道社協主催 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 全社協主催 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 施設見学 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

[認知症介護基礎研修　　　有　・　無]※1　介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者が対象。※２　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）［新任研修の実施　　有　・　無］30　職員の健康診断を実施しているか。（１）採用時に健康診断を実施しているか。（２）健康診断は、毎年定期的に実施しているか。　　　また、未受診者はいないか。　　　実施年月日　○［　　　年　　月　　日　　未受診者　　名　］　　　　　　　　　○［　　　年　　月　　日　　未受診者　　名　］（３）健康診断は、労働安全衛生規則第44条に基づき、関係検査項目を全て実施しているか。　　　　未実施検査項目　　　　　　　　　　　　 | い　るい　る（いる）（いる）（いる） | いない(いない) | いない[未実施]いない(いない)(いない) | ・国通知　H13.7.23　「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」・各施設運営最低基準（勤務体制の確保）・道養護運基第24条　・養護運通第5の9・道特養運基第25、41条　・特養運通第4の12・道軽費運基第25条　・軽費運通第5の10・労衛法第66条・労衛則第43条・労衛則第44条・検査項目①既往歴、業務歴の調査　②自覚症状、他覚症状有無の検査　③身長、体重、腹囲、視力、聴力の検査　④胸部エックス線検査及び喀痰検査　⑤血圧の測定　⑥貧血の検査　⑦肝機能検査　⑧血中脂質検査　⑨血糖検査　⑩尿検査　⑪心電図検査　なお、上記検査項目のうち、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 検査項目 | 省略することのできる者 |
| ③のうち身長 | ・20歳以上の者 |
| ③のうち腹囲 | ・40歳未満の者・妊娠中の女性その他の者であって、腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映してないと診断された者・BMIが20未満である者・BMIが22未満であり、自らの腹囲測定し、その値を申告した者 |
| ⑥⑦⑧⑨⑪ | ・40歳未満の者（35歳を除く） |

 | ・事業報告書（研修実績）・年間研修計画・出張命令・研修会資料・研修受講修了証明書・健康診断書・健康診断個人票・健康診断書・健康診断個人票 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 非常災害危険防止の状況（消防計画） | （４）深夜業を含む業務に従事する職員（例　介護職員）について、6ヶ月毎に健康診断を実施しているか［対象施設］・夜勤体制に移行している施設（５）健康診断の結果は、健康診断個人票に記録しているか。　　　また、健康診断個人票は、5年以上保存しているか。（６）労働安全衛生法第18条に基づき衛生委員会を設置しているか。　　　（常時50人以上の職員を雇用している場合）（７）腰痛に関する健康診断を6ヶ月以内毎に実施しているか。（８）腰痛に関する健康診断は、通知に基づき検査項目を全て実施しているか。また、健康診断の結果は、腰痛に関する健康診断個人票に記録の上、保存しているか。※　一般的に、業務の内容から「特養」における介護職員については、腰痛健康診断の実施対象とされるべきであるが、その他の施設にあっても、職場の業務実態によっては腰痛の発症も考えられるので留意すること。（９）腰痛に関する健康診断の結果、医師の指示があった場合、措置を行っているか。主な措置内容　　　　　　　　　　31　消防計画を策定し、消防署に届出を行っているか。届出年月日　［　　　年　　月　　日　］　　　　　　　　　 | （いる）（いる）（いる）（いる）（いる）（いる）い　る | (いない)(いない)(いない)(いない)(いない) | (いない)(いない)いない | ・労衛則第45条　上記のうち④については、年1回行えばよい。⑥⑦⑧⑨⑪については、前回受診しているときは、医師が不要と認めれば省略できる。・労衛則第51条・労衛法第12条、第13条・国通知　H25.10.10　「社会福祉施設における腰痛予防対策について」・道通知7.4.14地福3032・道通知7.4.14地福3032　（例）作業の軽減、作業の転換・消防則第3条 | ・健康診断書・健康診断個人票・健康診断個人票・衛生管理者設置届・腰痛に関する健康診断個人票・健康診断書・同上・同上・消防計画策定届出書・消防計画 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （消防用設備等）（非常口の確保）(地域住民の協力)（防火管理者） | 32　消防法令に基づく必要な消防用設備等が設置され、これらの設備について専門業者により定期的な点検は行われているか。【消防設備等の状況】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設置義務 | 設置有無 | 法定点検結果等 | 未設置設備の整備計画・点検不良個所の改善状況等 |
| 消火器具 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 屋内消火栓設備 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| スプリンクラー設備 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 自動火災報知設備 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 漏電火災警報器 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 非常通報装置 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 非常警報器具又は非常警報装置 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 避難器具 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |
| 誘導灯及び誘導標識 | 有・無 | 有・無 | 良・不良・未実施 |  |

　また、点検の結果を消防署長へ報告し、修理・修繕等が必要な場合は改善されているか。33　非常口、避難器具等の付近に障害物を置いていないか。34　避難、救出その他の訓練の実施に日頃からあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、緊急時における近隣住民及び近隣施設との協力体制を確保しているか。　・協力体制の内容　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］　・うち自然災害に係る協力体制の内容　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］35　防火管理者は、当該施設の管理的立場にある職員が任命され、届出が行われているか。（１）防火管理者　［職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　］（２）届出年月日　［　　　年　　月　　日　］ | い　るい　るいないい　るい　る | い　る[改善]いない | いないいないい　るいない | ・消防法第8条・消防令第10条、12条、21条、23条・消防法第17条・国通知61.8.29社施91　・道通知5.1.25社老1874・道通知5.3.31社老2433・各施設運営最低基準・道養護運基第9条　・養護運通第1の7・道特養運基第9条　・特養運通第1の7　・道軽費運基第9条　・軽費運通第1の7・国通知62.9.18社施107・道通知23.8.11施運682・消防法第8条・消防則第4条　　職員と入所者の合計数により、防火管理者の届出が必要　　消防令別表第1の（6）項ロの施設　10人以上　　　　　　　　　　　　 項ハの施設　30人以上 | ・防火管理者選任届出書（控） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| (消防署立入検査)(計画の策定状況) | 36　消防署の直近の立入検査によって指摘された事項を改善しているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査年月日 | 指　摘　事　項 | 改　善　内　容 |
|  |  |  |
|  |  |  |

37　非常災害対策計画の策定状況　　地域特性を考慮した計画を策定しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な計画の策定状況 | 施設等が所在する立地条件 |
|  |  | 災害種別 | 対応の有無 | 立　地　条　件 | 該当の有無 |
| 全ての施設等で策定が必要 | 火災地震 | 有・無有・無 |  |  |
| 風水害 | 有・無 | 洪水浸水想定地域（水防法） | 有・無 |
| 雨水出水浸水想定区域（水防法） | 有・無 |
| 高潮浸水想定区域（水防法） | 有・無 |
| 施設等の地理的条件により策定が必要 | 土砂災害 | 有・無 | 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） | 有・無 |
| 土砂災害危険個所 | 有・無 |
| 山地災害危険地区 | 有・無 |
| 津波災害 | 有・無 | 津波災害警戒区域（津波防災地域づくり法） | 有・無 |
| 火山災害 | 有・無 | 火山災害警戒地域（活動火山対策特別措置法） | 有・無 |
| その他（　　） | 有・無 | その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | 有・無 |

【参考】　非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目（例）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 具体的な項目 | 内　　　　　容 | 有無 |
| 1 | 立地条件 | ①施設等の立地条件 | 有・無 |
| ②周辺地区の過去の災害発生状況 | 有・無 |
| ③災害の発生予測 | 有・無 |
| 2 | 構造・設備 | ①建物の構造確認 | 有・無 |
| ②施設等の設備の確認 | 有・無 |
| 3 | 情報の入手方法 | ①情報の入手方法（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話等） | 有・無 |
| 4 | 災害時の連絡先及び通信手段の確認 | ①災害時の職員間の連絡体制 | 有・無 |
| ②緊急連絡先の体制整備（自治体、消防、医療機関、家族等） | 有・無 |
| ③通常の連絡手段が通じない場合の連絡方法 | 有・無 |

 | い　る |  | いない | ・道通知5.3.31社老2433・各施設運営最低基準　・各施設最低基準運用通知・消防則第3条第1項・道通知7.5.8地福3058・道通知48.5.24民総898・道通知23.8.11施運682・道養護運基第9条・道特養運基第9条・道軽費運基第9条 | ・消防計画若しくは防火管理規程・消防計画策定届出書（控）・防災計画等・防災に係る関係機関等との協定書等・防火管理規程・マニュアル等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| (組織体制の整備) |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 具体的な項目 | 内　　　　　容 | 有無 |
| 5 | 避難を開始する時期、判断基準 | ①避難開始時期の判断基準 | 有・無 |
| ②臨時休業の判断基準、利用者への連絡方法（通所系事業所の場合） | 有・無 |
| 6 | 避難場所 | ①市町村指定避難場所の確認 | 有・無 |
| ②施設内の安全スペースの確認 | 有・無 |
| ③災害の種類等に応じた避難場所の複数選定 | 有・無 |
| ④送迎時等の避難場所の選定 | 有・無 |
| 7 | 避難経路 | ①避難経路の複数選定 | 有・無 |
| ②送迎時等の避難経路の設定 | 有・無 |
| ③避難経路図等の作成 | 有・無 |
| ④所要時間 | 有・無 |
| 8 | 避難方法 | ①利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩、ストレッチャー） | 有・無 |
| ②冬期間の避難方法 | 有・無 |
| 9 | 災害時の人員体制、指揮系統 | ①避難に必要な職員数 | 有・無 |
| ②役割分担 | 有・無 |
| ③指揮系統の明確化【日中・夜間】 | 有・無 |
| ④職員の参集基準【日中・夜間】 | 有・無 |
| 10 | 停電・断水時の対応（※訪問・通所は必須でない） | ①停電を想定した対策を検討していますか | 有・無 |
| ②断水を想定した対策を検討していますか | 有・無 |
| 11 | 関係機関との連携 | ①関係機関（市町村、警察、消防等）との連携体制の整備 | 有・無 |
| ②地元自治会との連携体制の整備 | 有・無 |
| 12 | 避難・救出、その他必要な訓練 | ①定期的な避難・救出訓練の実施 | 有・無 |
| ②夜間又は夜間を想定した訓練の実施 | 有・無 |
| ③防災教育の実施 | 有・無 |
| 13 | その他 | ①備蓄品リストの作成 | 有・無 |
| ②利用者情報の整理 | 有・無 |

38　非常時発生の際の避難体制（避難場所、避難経路等）を入所者及び職員に周知し、緊急時の連絡体制を職員に周知しているか。また、自然災害発生時の避難体制（避難場所、避難経路等）、職員の任務分担、緊急連絡体制について明確にし、職員・利用者に周知徹底されているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 自然災害発生時の体制 | □避難場所（　　　　　　　　　　　　）　□任務分担の有無（有・無）　□避難方法（用具）（　　　　　　　　　　　　） |
| □夜間の避難誘導体制（有・無） | □避難経路（　　　　　　　　　　　　）　□動員計画の有無（有・無）　□職員・利用者への周知方法（　　　　　　　　　　　　） |

 | い　るい　る | いないいない | いない | ・各施設運営最低基準・国通知61.8.29社施91　・国通知62.9.18社施107・道通知23.8.11施運682 | ・消防計画・避難訓練結果記録・連絡体制（表） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （緊急連絡体制）(防災教育の実施)（避難訓練）　業務継続計画（ＢＣＰ） | 39　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。 　○　自然災害対策を想定した対策

|  |
| --- |
| ア　避難場所や避難経路の設定等は、所在市町村の地域防災計画や津波ハザードマップ等と整合性を図るなど、市町村と連携して取り組んでいるか。イ　緊急時における情報伝達の手段、方法について、日頃から市町村との連絡体制は整備されているか。ウ　自然災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか。 |

40　職員や利用者に対し、自然災害についての基礎的な知識や非常災害計画の理解を高めるための防災教育（研修を含む）を実施しているか。41　消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練は、適切に行っているか。避難訓練のうち年1回以上は夜間（又は夜間想定）訓練を行っているか。また、自然災害を想定した避難訓練を実施しているか。（特に複数の施設建物を設置している場合、出火想定は、あらゆる場合を考慮したものとなっているか。）また、その記録を整備しているか。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 直近の状況 | 今年度の状況 | 昨年度の状況 |
| ①　避難訓練回数 | 年　　月　　日 | 回 | 回 |
| ②　うち夜間又は夜間想定訓練回数 | 年　　月　　日 | 回 | 回 |
| ③　うち自然災害を想定した避難訓練 | 年　　月　　日 | 回 | 回 |
| ④　消火訓練回数 | 年　　月　　日 | 回 | 回 |
| ⑤　消防機関との協力のもとに実施した回数 | 年　　月　　日 | 回 | 回 |

 42　感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制による早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じているか。［業務継続計画に盛り込むべき内容］　①　感染症に係る業務継続計画　　ア　平時からの備え（体制構築・整備・感染症防止に向けた取組の実施・備蓄品の確保）　　イ　初動対応　　ウ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　②　災害に係る業務継続計画　　ア　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　イ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　ウ　他施設及び地域との連携　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）43　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（※１）を定期的に実施しているか。　　 なお、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。　※１ 感染症や災害発生に備え、業務継続計画に基づき施設内の役割分担の確認、発生時に行うケアの演習等44　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | い　る（いる）い　るい　るい　るい　る　い　る | (いない)いないいない②③⑤ | いないいない[未実施]①④いないいないいない | ・道通知7.5.8地福3058・道通知48.5.24民総898・道通知23.8.11施運682・道養護運基第9条・道特養運基第9条・道軽費運基第9条・道通知5.1.25社老1874・道通知23.8.11施運682・消防則第3条第10、11項（避難訓練及び消火訓練は年2回以上）・各施設運営最低基準　・各施設最低基準運用通知・道通知5.3.31社老第2433・道通知23.8.11施運682・各施設運営最低基準・道養護運基第第24条の２　・養護運通第5の9・道特養運基第25条の２　・特養運通第4の13・道軽費運基第25条の２　・軽費運通第5の11 | ・連絡体制（表）・防災に係る関係機関等との協定書等・職員研修記録等・訓練結果記録・非常時連絡網・業務継続計画・研修計画・避難計画・感染症対応に関するマニュアル（事業者作成） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 第２施設入所者処遇処遇方針等 | 45　入所者処遇に係る施設としての基本方針を策定しているか。また、基本方針に沿った処遇が行われているか。（１）基本方針を策定しているか。（２）利用者の意向、希望を把握し反映させているか。　　　［ 把握の方法：アンケート・懇談会・個人面接・自治会・その他 ］（３）前年度の総括に基づいて策定されているか。46　入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しているか。一　入所者の処遇に関する計画二　行った具体的な処遇の内容等の記録三　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録四　苦情の内容等の記録五　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録47　入所者の心身の状況、置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、同意を得て、処遇に関する計画が作成されているか。また、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、個々の処遇計画を策定し、処遇を行っているか。（１）入所者の年齢、性別、性格、生活歴及び心身の健康状態等が考慮されているか。（２）日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての調査結果に基づいて策定されているか。（３）具体的な援助方法が明確となっているか。（４）施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。（５）必要に応じて医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定されているか。・策定時期　［ 入所後　　週間後 ］ | い　る（いる）（いる）（いる）い　るい　る（いる）（いる）（いる）(いない)（いる） | いない(いない)(いない)いない[不備]いない(いない)(いない)(いない) | いない(いない)いないいない(いない)(いる) | ・各施設運営最低基準 | ・事業計画（当該年度）・事業報告（前年度）・行事予定表・処遇計画・処遇の内容等の記録・身体的拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故に関する記録・個別処遇方針・ケース会議録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 処遇一般 | 48　また、必要な時期に見直しを行っているか。　　・見直し　[　有（年　会、全員分・一部）　・　無　]49　入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行い、同意を得ているか。50　入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。（特別養護老人ホーム）51　入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めているか。52　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討を行っているか。その検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しているか。53　居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、円滑な退所のために必要な援助を行っているか。54　入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | い　るい　るい　るい　るい　るい　るい　る | いないいないいないいないいない | いないいない説明・同意無いないいない[把握無]いない[検討無]いない[援助無]いない[連携無] | ・道特養運基第13条・道養護運基第15条・道特養運基第14条・道軽費運基第15条・同上・同上・同上 | ・個別処遇計画・ケース会議録・個別処遇方針・指導日誌、生活日誌・指導日誌、生活日誌・入所者（ケース）台帳・個別処遇方針・個別処遇方針・入所者（ケース）台帳・生活日誌、指導日誌・処遇に係る各種会議録・入所者（ケース）台帳・生活日誌、指導日誌・入所者（ケース）台帳・生活日誌、指導日誌 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 55　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて、適切な技術をもって行っているか。また、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　　なお、当該委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとする。（具体例）・身体的拘束等について報告様式を作成・身体的拘束等の発生ごとに記録し、報告・身体的拘束等適正化検討委員会において分析し、適正性と適正化策を検討する。・委員会の結果を従業者に周知徹底・適正化策を講じた後、その効果について評価②　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。・指針作成年月日　［　　年　　月　　日　］（指針に盛り込む内容）・身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方・身体的拘束等適正化検討委員会等の組織に関する事項・職員研修に関する基本的方針・施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針・身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針・その他必要事項 | い　るい　るい　るい　る | いないいないいないいない | いない[虐待等]いない[未実施]いない[未実施]いない[未実施] | ・各施設運営最低基準・道養護運基第17条　・養護運通第5の3・道特養運基第16、17、37、38、47、52条・特養運通第4の4、第5の6・道軽費運基第18条　・軽費運通第5の4 | ・入所者（ケース）台帳・生活日誌、指導日誌・身体的拘束等適正化検討委員会等規定・身体的拘束等適正化検討委員会等議事録・介護日誌・身体的拘束等の適正化のための指針・研修計画 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | ③　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催年月日 | 出　席　者 |
|  |  |
|  |  |

56　介護サービス等の提供に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して行っているか。57　家族との連携に積極的に取り組んでいるか。（１）入所者や家族からの相談に応じる体制を確立しているか。（２）相談に対して適切な助言指導を行っているか。（３）入所者の身体状況の変化等について、家族への情報提供等を行っているか。（４）家族復帰が期待できる入所者について、市町村及び家族との連携を図る等適切に対応しているか。（５）家族との交流の機会を設けているか。（６）長期にわたって家族の面会がない場合、家族への働きかけを行っているか。58　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行っているか。59　入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。60　入所者の外出・外泊に配慮しているか。また、外出・外泊簿を整備し、記録しているか。（帰園状況の確認は行われているか。） | いるい　るい　るい　るい　るい　る | いないいないいない（４）（５）いないいないいない | いない[未実施]いない[虐待等]いない（１）（２）（３）（６）いない[全く無]いない[全く無] | ・道養護運基第3条・道特養運基第3、34条・道軽費運基第3、36、44条・道養護運基第19条・道特養運基第19、20、40条・道軽費運基第20条・道養護運基第19条・道特養運基第20、40条・道軽費運基第20条・同上・同上 | ・入所者（ケース）台帳・生活日誌、指導日誌・家族への連絡簿等・園だより・事業計画・行事予定表・生活日誌、指導日誌・家族への連絡簿等・外出・外泊簿 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 61　入所者の入浴は適切に行われているか。（１）1週間に少なくとも2回以上行われているか。　　　（軽費老人ホームは隔日以上）（２）身体状態に応じて、適切に一般浴、特別浴の区分を行っているか。（３）自力で入浴可能な入所者については、配慮を行っているか。（４）入浴することが困難な場合は、清しきを実施しているか。（５）入浴に当たっての健康状態のチェックを行っているか。・入浴の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 対象者数 | 回数(週) | 曜　日 | 時 間 帯 |
| 一 般 浴（介助による入浴） | （　　） | （　　） | （　　） | （　　　　　　　　　　　　　） |
| 中 間 浴 |  |  |  |  |
| 特　　浴 |  |  |  |  |

（注）（　　　）は別掲※中間浴車椅子利用等の入所者が車椅子のまま乗れる入浴昇降機又はリフター（入浴用移乗機器）を用いて、一般浴槽に入浴する場合を、一般的に中間浴という。　・健康チェック項目　　　　　　62　入所者の排泄について、適切な配慮及び介助を行っているか。　　［特に特別養護老人ホーム］（１）排泄の経過を把握しているか。（２）便秘の続いている入所者に対する浣腸、摘便等を適切に行っているか。（３）オムツ交換等の排泄介助を適切に行っているか。特に、夜間の排せつ介助に配慮しているか。 | い　る（いる）（いる）（いる）（いる）（いる）い　る（いる）（いる）（いる） | (いない)いない(いない) | いない(いない)(いない)(いない)(いない)いない(いない)(いない) | ・道養護運基第19条第7項・道特養運基第17条第2項、第38条第3項、第47条第2項、第52条第3項・道軽費運基第20条第5項・道特養運基第17、38、47、52条 | ・入所者の入浴記録表・排泄記録・オムツ交換の記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 63　オムツを使用せざるを得ない入所者のオムツを適切に取り替えているか。（１）オムツ交換時の配慮は適切に行われているか。・配慮の具体的な内容　　　　　　　　　　　　　　　　　・オムツの定期交換時刻　　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］（２）オムツ外しのための働きかけを行っているか。　　　ポータブルトイレへの介助　［　有・無　］　　　トイレへの誘導　　　　　　［　有・無　］　　　その他　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］　　　オムツ外しの実績　［　　　年度　　　人　］64　褥瘡予防のための体制を整備する等対策を実施しているか。・体制整備状況及び予防対策の内容　　　　　　　　　　　　また、褥瘡が発症したものに対する原因及び経過等が記録され、治療・処置が適切に行われているか。 | い　る（いる）（いる）い　るい　る | いない(いない)[不十分](いない)[不十分]いない記録の未整備 | いない(いない)[不適切](いない)働きかけ無いないいない[不適切] | ・道特養運基第17、38、47、52条・同上 | ・オムツ交換の記録・処遇日誌・看護日誌・処遇会議記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 65　入所者に対し、離床、着替え、整容等介護を適切に行っているか。（１）寝たきりを防止するための離床対策が実施されているか。（２）入所者の衣類は、季節、生活サイクルに合わせた着替えが行われているか。また、シーツ等リネン交換は適切に行われているか。・下着等の交換状況

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 交換回数 |
| 下着 | （週）　　　回 |
| シーツ | （週）　　　回 |

（３）各居室・便所等必要な場所にカーテン等が設置され、個人のプライバシーが守られているか。（４）居室等の清掃、保温、換気、採光等の衛生環境に配慮しているか。66　居室、便所等必要な場所にブザー等が設置され、円滑に作動しているか。 | い　る（いる）（いる）（いる）（いる）い　る | いない(いない)[不十分] | いない(いない)(いない)(いない)(いない)いない | ・道特養運基第17、38、47、52条・道特養運基第11、36、45、51条・道軽費運基第11条 | ・居室割表（男女別）・生活日誌、指導日誌 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 給食の状況（基準設定等） | 67　エネルギー及び給与栄養量の目標を設定しているか。設定年月日　［　　　年　　月　　日　］　　・食事摂取基準、身体活動レベル、身体状況等を考慮しているか。68　給与栄養目標量を考慮した食糧構成基準を作成しているか。また、作成した食糧構成基準を献立作成の基礎としているか。・四季、地域食糧事情、施設専用荷重平均成分表を考慮しているか。・特別治療食食事箋を考慮しているか。・給与栄養量については、1か月程度の給与栄養量の目標を満たすよう努めているか。69　予定・実施献立表を作成し、献立に沿った給食がなされているか。（１）週・旬又は月間予定献立表は事前に作成されているか。（２）予定を変更した場合、実施献立表を作成し速やかに施設長の決裁を受けているか。（３）食事は栄養的に十分配慮すると同時に、変化に富み、季節に応じた内容、適温適食、調理方法に工夫等をしているか。70　給与食料構成と食糧構成基準との比較検討を行っているか。（１）給与食糧構成表及び給与栄養量表が作成されているか。（２）食糧構成基準と給与食糧構成表が対比されているか。また、1人1日あたりの食品別給与量を確認し食品構成と比較し、提供した食事の評価を行い、必要に応じ給与栄養量を調整するよう努めているか。（３）入所者等の個々の摂取量や身体状況等、対象者の栄養状態を的確に把握し、食事計画に反映させているか。 | い　るい　るい　るい　る | いないいないいない（２）（３）いない | いない（１） | ・「北海道社会福祉施設給食管理運営指針」（以下「給食指針」という。）（S49.6.29民総第1152号 最終改正：H23.4.1祉運第16号）※各施設最低基準（施設は栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。）・同上・同上・同上 | ・給与栄養目標量算定表・推定エネルギー必要量算定表・食糧構成基準算定表・施設専用食品群別荷重平均成分表・給与栄養量算定表・予定実施献立表・食糧構成基準算定表・給与食糧構成表・給与栄養量算定表・月間給与食糧構成・給与栄養量算定表・年間給与食糧構成・給与栄養量算定表 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 71　給食に関する会議（給食運営会議）を定期的に開催しているか。また、会議の出席者、内容等が適切か。72　心身状況により、個人別に配慮した給食を行っているか。（１）咀嚼能力、健康状態等に合わせた調理になっているか。　　　（一般食、きざみ食、ミキサー食または栄養補給食等）（２）食事のための自助具等の活用がなされているか。（３）食器類の材質、種類に配慮がなされているか。73　嗜好調査、残食調査及び検食を実施（記録）し、食事に対する入所者の評価を献立に反映し、食事のメニューを工夫しているか。献立への反映、食事のメニューの工夫の例　　　　　　　　　　　　74　食事時間を定めているか。（１）食事の時間は、一般家庭生活に準じ、定めているか。（夕食は17時以降となっているか。）［特別養護老人ホーム］食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。特に夕食時間については午後6時以降が望ましいが早くても午後5時以降となっているか。（２）適温給食について、配慮しているか。（３）入所者がくつろいで食事ができるよう配慮がなされているか。 | い　るい　るい　るい　る | いないいない（２）（３）いない（２）（３） | いない（１）いないいない（１）夕食時間が午後5時以降になっていない。 | ・給食指針・同上・同上・同上 | ・会議録・入所者個人表（ＡＤＬなど食事に係る能力が記録されているもの。）・給食日誌・嗜好調査結果記録・残食調査結果記録・給食日誌・給食会議記録・予定献立表・給食日誌・実施献立表・就業規則・入所者日課表（食事時刻が記載されている） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （衛生管理） | 75　検食を実施しているか。（１）朝、昼、夕食の各食について原則として食事前に実施しているか。（２）各食について、1人としているか。（３）施設長を始め、各職種の者が交代で行っているか。（４）記録（検食者氏名、時刻、所見等）を整備しているか。（様式は献立表の記載欄又は施設で定めるもので可）76　給食材料の購入は、発注書による行われているか。また、納品書と発注書の照合を行っているか。77　保存食は適切に行われているか。（１）-20℃以下で2週間以上保存しているか。（２）主食や汁物及び原材料等すべての給食物について一品50ｇ以上を保存しているか。78　食品を衛生的に管理しているか。（１）冷蔵庫に食品以外の物や私物を入れないようにし、清潔が保たれているか。（２）前日に調理したものを供給していないか。79　調理室、施設設備、食器類は衛生的に管理しているか。（１）食器及び調理器具等の消毒は毎食後、有効な方法で行っているか。（２）調理室の清掃、補修、防虫は必要の都度行っているか。80　給食関係者全員についての検便を毎月行っているか。（１）記録を整備しているか。（２）調理実習生（職業訓練を含む）についても行っているか。 | い　るい　るい　るい　るい　るい　る | いない（１）（２）（３）（４）いない（１）（２）いない（１）（２）いない（１）（２）いない（１）（２） | いない[未実施]いないいない[未実施]いないいない[未実施]いない[未実施] | ・昭和58.9.14療第94号医務局国立病院課長・国立療養所課長連名通知・給食指針・国通知20.3.7老計発0307001・給食指針・昭和41年7月27日児発第470号厚生省児童家庭局長通知・国通知H12.5.12老発481号・昭和47年11月6日環食第516号環境衛生局長通知・平成8年6月24日値福第3132号北海道生活福祉部長通知・平成8年7月26日値福第3178号北海道生活福祉部長通知・給食指針・給食指針・国通知H12.5.12老発481号・各施設運営最低基準（衛生管理上必要な措置）・給食指針・国通知H12.5.12老発481号・各施設運営最低基準（食器その他の設備の衛生管理）・昭和34年7月18日衛発第672号厚生省公衆衛生局長通知・給食指針・国通知H12.5.12老発481号・各施設運営最低基準（衛生管理上必要な措置） | ・検食当番表・検食記録・給食日誌（食数が記載されている）・発注書・納品書・保存食（厨房で確認）（厨房内には入らず、配膳口などから室内を見渡すこと。）・納品書・給食日誌・使用している殺菌消毒剤など・職員健康診断記録・検便検査記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （職員給食） | 81　飲用井戸等を設置し、飲料水に使用している場合「社会福祉施設・保育施設等における飲用井戸等自主管理マニュアル」に基づき管理しているか。※上水道であっても、容量10㎥以下の受水槽に受けて給水する施設も該当。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | 実　施 | 未実施 | 項　　　目 | 実　施 | 未実施 |
| 管理体制の整備 |  |  | 水質検査 |  |  |
| 施設構造及び管理機材の整備 |  |  | 水質検査結果に基づく汚染対策 |  |  |
| 設備及び機材の保守点検 |  |  | 記録の保存等 |  |  |
| 保守点検に基づく改善措置 |  |  |

［飲用井戸等の種類］○飲用井戸：地下水を水源とする施設。○飲用河川水：河川水、湖沼水（伏流水を含む。）を水源とする施設。○飲用湧水：湧水を水源とする施設。○小規模受水槽水道：水道水の供給を要領10㎥以下の受水槽に受けて、給水する施設。○混合受水槽水道：水道水に地下水、河川水、湧水のいずれかを混合したものを受水槽に受けて、給水する施設。82　職員給食費については、根拠を定めて行っているか。①　措置施設の場合入所者と職員の献立等の供給量が同じ場合、給食材料費に、給食に必要な光熱水費、什器設備費等の諸経費を加算して設定する。なお、昭和56年9月3日付け民総第1946号北海道民生部総務課長通知（以下「56年通知」という。）に基づき、職員給食費単価を年度当初（又は事業開始時）に設定した入所者給食費目標単価の20％増しの金額としても差し支えない。（職員等給食単価＝入所者食費目標単価×120／100） | い　るい　る |  | いないいない | ・平成2年11月28日付社老第2001号北海道生活福祉部長通知・平成3年4月17日付衛施第62号北海道保健環境部長通知・各施設最低基準（飲用に供する水の衛生管理）・昭和56年9月3日民総第1946号北海道民生部総務課長通知・平成27年1月5日施運第750号施設運営指導課長通知 | ・飲用井戸等管理記録簿・水質検査結果記録・受水槽等清掃記録・職員給食単価設定関係の決定書等・職員給食実施記録・給食日誌 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| （調理業務の委託） | ②　措置施設以外の場合利用者と職員の献立等と供給量が同じ場合、給食材料費のほか、利用者から徴収する給食費に含まれる光熱水費、什器設備費、給食提供に係る人件費等の諸経費を勘案し、利用者から徴収する給食費を下回らない額に設定する。なお、56年通知に基づき、職員から徴収する給食費に必要な光熱水費、什器設備費等の諸経費を入所者給食費目標単価の20％相当と算定する場合であっても、利用者から徴収する人件費等の軽費を考慮する必要があり、利用者から徴収する給食費を下回らない適正単価を設定しなければならない。また、利用者給食費を下回る場合は、その差額分が現物給付として職員の給与相当として取り扱われる可能性があるので、留意する必要がある。83　調理業務委託は適切な取扱いがされているか。（１）事前協議が行われているか。（新たに委託を行う場合）（２）委託契約どおりの業務が行われているか。　　　具体的な確認方法　　　　　　　　　　　　 | 該当なしい　る | いない[軽微] | いない（１）（２） | ・社会福祉施設調理業務委託指針（平成21年3月19日福指監第1383号指導監査課長通知） | ・調理業務委託契約書 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 預り金等 | 84　入所者からの預り金について（１）入所者預り金取扱規程は整備されているか。（２）入所者預り金の管理に係る会計責任者と出納職員を発令し、その役割と責任を明確にしているか。（３）多額（1万円以上）の現金を長期にわたり保管していないか。（４）入所者等から書面等をもって事前に同意を得ているか。［　入所者本人からの委任状　　　有　・　無　］　　　［　家族・保護者からの委任状　　有　・　無　］（５）自己管理が可能なものについてまで、一律に施設で預り金として管理していないか。自己管理のために必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 保管・管理の方法 |  |
| 保管場所 |  |

（６）個人別台帳を作成し、記録しているか。また、領収書等を整理しているか。（７）収支時における取扱責任者の承認を得たり、複数職員の立会いのもとに金銭授受する等、牽制体制はとられているか。（８）収支状況は、定期的（毎月～施設長、四半期～監事）に点検されているか。（９）収支の状況を定期的（年4回程度）に入所者（必要に応じて家族等）に連絡しているか。85　退所時の金品の引渡しが適正に行われているか。（１）退所者の金品の把握がもれなく行われているか。（２）預り金変換について、ケース記録に記載しているか。 | い　る（いる）（いる）（いる）（いる）(いない)（いる）（いる）（いる）（いる）い　る（いる）（いる） | いない(いない) | いない(いない)(いない)(いない)(いない)（いる）(いない)[不適切](いない)(いない)いない(いない)(いない) | ・道通知53.2.1民総172・道通知62.8.17民総10469・道通知63.4.10民総10020・道通知7.12.21地福3298・道通知13.8.3地福471・道通知16.6.10地福452・道通知17.7.14地福613・道通知19.11.22介保1072・昭和62年8月17日付民総第10469号北海道民生部長通知 | ・入所者預り金取扱規程・発令簿、辞令書・現金出納帳・預り金等に係る委任状・預り金の個人別台帳・個別現金出納帳・出金依頼書、領収書等の挙証書類・出金依頼書・預り金引渡し書等・預り金の個人別台帳、通帳・個別現金出納帳等・預り金に係る収支状況通知・預り金台帳・ケース記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 健康管理の状況（医師の勤務） | 86　医師及び看護職員は、施設運営に支障がない勤務形態になっているとともに、夜間及び緊急時に対応する体制を整備しているか。［勤務形態：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］87　医師又は看護師は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採っているか。88　入所者の健康診断を実施しているか。（１）精密検査が必要な場合、検査を実施しているか。（２）健康診断の記録を保存しているか。89　看護日誌に入院、通院治療の状況について記録し、また入所者の健康管理の状況を把握しているか。90　入所者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにしているか。（特別養護老人ホーム）91　入所者の入院期間中のベッドについては、短期入所生活介護事業等に利用しても差し支えないが、当該入所者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものとなっているか。（特別養護老人ホーム）92　現に処遇を行っている時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。（特別養護老人ホーム） | い　るい　るい　るい　るい　るい　るい　る | いない[軽微]いない[軽微]いない（１）（２）いない[軽微]いない[軽微]いない[軽微]いない[不明確] | いないいないいない[未実施]いないいないいないいない | ・平成18年3月31日付保医発第0331002号社会・援護局施設人材課長ほか通知・同上・道養護運基第21条　　　・養護運通第5の7の（１）・道特養運基第22条　　　・特養運通第4の9の（２）・道軽費運基第22、41条　・軽費運通第5の8の（１）・道特養運基第23条・道特養運基第23条・特養運通第4の11・道特養運基第23条の2 | ・医師との労働契約・看護日誌・看護日誌等・健康診断記録・看護日誌等・看護日誌等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 感染症対策 | 93　入院・通院を要する入所者のための協力病院（歯科については努力規定）を定めているか。○協力病院名

|  |  |
| --- | --- |
| 診　療　科　目 | 病　　　院　　　名 |
|  |  |
|  |  |

94　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための施設内感染対策委員会等を設置し、定期的（3ヶ月に1回程度）に委員会等を開催するとともに、その結果を職員に周知しているか（当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）。○施設内感染対策員会の開催状況○職員への周知方法○インフルエンザ対策95　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　○指針作成年月日　［　　年　　月　　日　］96　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に開催しているか。

|  |  |
| --- | --- |
| 開催年月日 | 出席者 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

 | い　るい　るい　るい　る | いないいないいない | いないいない[未整備]いない[未整備]いない[未実施] | ・各施設運営最低基準・各施設運営最低基準等・道養護運則第6条　・養護運通第5の11・道特養運則第6条　・特養運通第4の14・道軽費運則第8条　・軽費運通第5の12・平成2年11月28日付社老第2001号北海道生活福祉部長通知・平成7年10月26日付地福第3240号北海道生活福祉部長通知・平成8年2月29日付地福第1297号北海道保健環境部長通知・平成8年8月1日付地福第3187号北海道生活福祉部長通知・平成8年8月9日付地福第3191号北海道生活福祉部長通知・平成8年8月20日付地福第3204号北海道生活福祉部長通知・平成8年9月19日付地福第3228号北海道生活福祉部長通知・平成8年10月3日付地福第3248号北海道生活福祉部長通知・平成9年1月21日付地福第3350号北海道生活福祉部長通知・平成8年10月3日付地福第3249号北海道生活福祉部長通知 | ・協力病院決定関係書類・感染対策委員会等規定・感染対策委員会等議事録・看護日誌・施設消毒記録簿・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・委員会議事録・健康管理全体計画・行動計画（老人福祉施設のみ）・委員会議事録・研修計画 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 97　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の訓練を定期的（年２回以上）に行っているか。また、訓練時は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施しているか。※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）98　腸管出血性大腸菌感染症、インフルエンザ様疾患、肺炎球菌感染症、レジオネラ症、A型肝炎、MRSA、結核、O-157、SRSV、疥癬等感染症等に対する予防怠惰区や発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った予防対策が適切に行われているか。（１）食品の喫食にあたり洗浄や加熱を十分に行うよう注意しているか。（２）手洗いは食品取扱時に限らず、患者のおむつ交換等の作業終了後についても手洗いを徹底しているか。（３）特にノロウイルスについては、調理器具等の殺菌は次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）や熱湯（85度以上）で1分以上の加熱による殺菌を行っているか。（４）患者の吐ぶつやふん便を処理する際には、それにより汚染された床や手袋などの感染源となるものについても殺菌の処理を行っているか。（５）肺炎球菌ワクチンやインフルエンザワクチンの接種機会の確保に努めているか。①肺炎球菌ワクチン（接種案内）・家族等に案内をしている。・施設内に案内を掲示している。・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）（接種方法）・診療室や委託医などにより施設内で摂取している。・職員が同行して施設外の医療機関等で摂取している。・家族等に対応を依頼している。・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）②インフルエンザワクチン （接種案内）・家族等に案内をしている。・施設内に案内を掲示している。・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）（接種方法）・診療室や委託医などにより施設内で摂取している。・職員が同行して施設外の医療機関等で摂取している。・家族等に対応を依頼している。・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | い　るい　る（いる）（いる）（いる）（いる）（いる） | いないいない[軽微](いない)(いない)(いない)(いない)(いない) | いない[未実施]いない[不適切] | ・平成17年1月10日付老発0110001号厚生労働省老健局計画課長通知・平成17年1月11日付高福第864号保健福祉部長通知・高齢者介護施設における感染対策マニュアル | ・委員会議事録・訓練計画及び記録・感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・健康管理全体計画・看護日誌・施設消毒記録等・委員会議事録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 身体拘束の取組 | 99　身体拘束廃止に向けた取組みを行っているか。　（１）施設長及び各職種の職員で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置しているか。（２）身体拘束廃止に向けた改善計画を作成しているか。（３）緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。（４）施設の管理者は、北海道等が行うシンポジウム等に参加し、又は、従事者を参加させるなどの意識啓発に努めているか。100　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。（１）評価方法（２）評価結果に対する改善等101　正当な理由が無く、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を職員及び職員であった者が漏らさないよう（就業規則での規定、職員倫理研修の実施等）にしているか。 | い　る（いる）（いる）（いる）（いる）い　るい　る | いない(いない)(いない)いないいない職員への周知 | いない(いない)(いない)いない | ・各施設運営最低基準・道養護運基第17条・道特養運基第16、37条・道軽費運基第18条・国通知13.4.6老発155・福祉法第78条・道特養運基第16、37条・国通知　H13.7.23社会福祉法人監査指導要綱の制定について・各施設運営最低基準・道養護運基第17条・道特養運基第16、37条・道軽費運基第18条 | ・委員名簿・改善計画・経過観察記録簿・調査結果記録 |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 日用品費等 | 102　入所者への日用品及び被服等の支給について、本来施設で準備すべきものを入所者本人（家族）に負担させていないか。・日用品及び被服等の支給状況　　　　　　　　　　　　（　　　年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 日　用　品 | 被　服　等 |
| 支給内容 |  |  |
| 支給方法 |  |  |
| 支　給　額(合計額、一人平均) | 円 | 円 |

　・日用品及び介護用品等の入所者（家族）負担とした品目103　収入の無い入所者に対し、本人支給金を支給しているか。・支給状況（運営指導直近月の状況）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 対象人員 | 支給人員 | 1人当たり月額 |
| 収入の無い入所者 | 人 | 人 | 円 |
| 収入のある入所者 | 人 | 人 | 円 |

 | いないい　る | いない受払簿未整備いない | い　る |  | ・日用品等受払簿・入所者預かり金台帳・施設会計総勘定元帳　（勘定科目：本人支給金）・入所者の預金通帳 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 104　養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（措置にかかる者のみ）において、入院患者日用品費の支給は適切に行われているか。（１）入所者の入院中に支給されているか。（２）口座振込み等により現金で支給されているか。（３）現金引渡し方法をとっている場合、牽制体制がとられているか。（４）入院患者日用品費支給簿を整備しているか。105　入所者のクラブ活動及び余暇活動等を行っているか。（１）入所者が積極的に参加できるよう工夫しているか。（２）参加を強制していないか。（３）身体状況が考慮されているか。・クラブ活動等の実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| クラブ・サークル名 | １回当たり平均参加人員 | 担当者職氏名 | 開催状況 | 記録の有無 |
|  | 人 |  | 月　　　　　　回週　　 | 有・無 |
|  | 人 |  | 月　　　　　　回週　　 | 有・無 |
|  | 人 |  | 月　　　　　　回週　　 | 有・無 |
|  | 人 |  | 月　　　　　　回週　　 | 有・無 |
|  | 人 |  | 月　　　　　　回週　　 | 有・無 |

 | い　るい　る | いない（１）（２）（４）いない（１）（２）（３） | い　る[（３）]いない[未実施] | ・国通知62.1.31社老10・国通知8.11.7老計165・各施設運営最低基準 | ・入所者の預金通帳・入院患者日用品陽支給簿等・施設会計総勘定元帳（勘定科目：本人支給金）・施設会計預金通帳（・小口現金出納帳）・事業計画・行事予定表・処遇日誌、生活日誌等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
|  | 106　入所者が要介護状態又は要支援状態になった場合、適切に居宅サービス等を受けるよう必要な措置を講じているか。　 （養護老人ホーム、軽費老人ホーム）・居宅サービス等利用状況（調査日の前月1ヶ月間の状況）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入所者数 | 自立 | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 特定施設 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 訪問介護 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 訪問看護 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 通所介護 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 通所リハ |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　※利用したサービスごとに延人数を記載すること。 | い　るい　る |  | いない | ・道養護運基第20条・道軽費運基第21条 | ・居宅サービス等利用状況の記録・個別処遇計画 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 機能回復訓練 | 107　入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能回復訓練（リハビリテーション）を適切、かつ、計画的に行っているか。　（特に養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）（１）機能回復訓練の方針　　　［　有・無　］（２）機能回復訓練の実施　　　［　有・無　］（３）機能回復訓練の計画　　　［　有・無　］　　　個別リハビリ計画　　　［　有・無　］（４）機能回復訓練の記録　　　［　有・無　］　　　個別リハビリの記録　　　［　有・無　］・機能回復訓練の実施状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 訓練内容 | 担当職氏名 | 1ヶ月当たり実施回数 | 参加状況 | 時間帯 |
| ときどき参加 | 半分以上参加 | 毎回参加 |
|  |  | 回 | 人 | 人 | 人 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

　（注）本表には、ＯＴ，ＰＴ等が行う専門療法の外、ラジオ体操など機能減退防止のための行うものも含むこと。 | いない |  | い　る | ・道養護運基第19条・道特養運基第21条 | ・機能回復訓練の計画・機能回復訓練の記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| サテライト型居住施設軽費老人ホームの利用料軽費老人ホームの本人からの事務費徴収額 | 108　サテライト型居住施設の入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えているか。109　サテライト型居住施設の調理について、本体施設の調理室で調理する場合の運搬手段については、衛生上適切な措置を講じているか。110　本体施設とサテライト型居住施設が密接な連携が図られるよう、管理指導及び命令系統等が確立されているか。111　①　軽費老人ホームの1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」に定める「サービス提供に要する費用」、「生活費」、「居住に要する費用」の合計額以下であるか。［Ａ型・Ｂ型における1人1ヶ月当たりの基本利用料は、「サービス提供に要する費用」、「生活費」の合計額以下であること。］②　サービスの提供に要する費用における各種加算額等を月額費用に合算している場合、それぞれの加算要件に該当するか。112　①　階層区分の見直しは行われているか。（基本的に年1回）②　収入として認定するもの、認定しないものの把握は適切に行われているか。③　対象収入から控除するべき必要経費は適切に認定されているか。④　階層区分の認定は適切か。 | い　るい　るい　るい　るい　るい　るい　るい　るい　る | いないいないいない | いないいないいないいないいないいない | ・道特養運基第45条第4項、第51条第4項、附則第6条・道特養運則第11条第5項、第14条第6項・利用料基準・利用料基準・利用料基準・軽費運通第5の3 | ・保管薬品台帳・給食会議記録・職員会議記録・組織図・業務分担表（事務分掌）・管理規程等（階層毎の利用料金表）・経理関係書類 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 苦情処理事故発生の防止及び発生時の対応 | 113　提供したサービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示しているか。　※苦情解決体制

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 職・氏名 |
| 苦情受付担当者 |  |
| 苦情解決責任者 |  |
| 第三者委員 |  |

114　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。115　市町村からの指導又は助言に従って行う必要な改善について、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しているか。116　提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。117　事故が発生した場合の対応や報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針が整備されているか。また、その指針に基づき適切に処理を行っているか。118　 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について職員に徹底周知されているか。119　事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行っているか。 | い　るい　るい　るい　るい　るい　るい　る | いないいないいない[軽微]いない[軽微] | いない[未設置]いないいないいないいないいない | ・国通知12.6.7障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」・道養護運基第28条　・養護運通第5の13・道特養運基第30条　・特養運通第4の15・道軽費運基第32条　・軽費運通第5の14・道通知21.4.1施運6※事故・事件例死亡事故・不法行為・虐待(疑い)・失踪・行方不明・入院通院（骨折・打撲・裂傷等）・誤嚥・誤薬・無断外出・交通事故など・道養護運基第30条　・道養護運則第7条　・養護運通第5の16・道特養運基第32条　・道特養運則第7条　・特養運通第5の19・道軽費運基第34条　・道軽費運則第9条　・軽費運通第5の18・同上 | ・苦情受付記録・苦情受付記録・苦情受付記録・苦情受付記録・事故報告書・指針・事故報告書・委員会議事録・研修計画及び記録 |
| 確 認 項 目 | 確　　　認　　　事　　　項 | 左　の　結　果 | 摘　　　　　　　　　　　　要 | 関　係　書　類 |
| Ａ | Ｂ | Ｃ |
| 福祉サービス第三者評価虐待の防止掲示 | 120 117から119までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置しているか。※　６ヶ月間の経過措置期間有り。（令和３年９月30日までは努力義務。）121　入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。122　入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは速やかに道に報告を行っているか。 123　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。124　入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。125　地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流を行っているか。126　福祉サービス第三者評価機関による福祉サービス評価の受審（予定）について（１）受審しているか。受審日　　　　［　　　年　　月　　日　］（２）受審予定はあるか。受審予定時期　［　　　年　　月　　日頃　］（３）検討の有無①　検討中②　今後検討する③　受審できない又は受審予定なし受審できない理由127　虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じているか。［虐待の防止に関する措置］　①　虐待の未然防止　②　虐待等の早期発見　③　虐待等への迅速かつ適切な対応［虐待発生後の再発防止に関する措置］　①　虐待の防止のための対策を検討する委員会　　ア　当該委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営する必要があるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営して差し支えない。　　　　また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　　なお、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことも可能とする。　　イ　当該委員会で検討すべき具体的な事項は次のとおり　　　　 なお、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること　　　・虐待防止のための指針の整備に関すること　　　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　・前記再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること　②　虐待防止のための指針　　　当該指針で盛り込むべき具体的な事項は次のとおり　　　・施設における虐待の防止に関する基本的考え方　　　・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項　　　・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　・成年後見制度の利用支援に関する事項　　　・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　・入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　・その他虐待の防止の推進のために必要な事項　③　虐待の防止のための従業者に対する研修　　　虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、施設の指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うことを目的としているか。　　　また、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時に必ず虐待の防止のための研修を実施しているか。　　 なお、研修の実施内容については記録しておくこと。　④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者　　　施設における虐待を防止するための体制として、①～③に記載の措置を適切に実施するため、専任の担当者を配置しているか。　　　なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　※　３年間の経過措置期間有り。（令和６年３月31日までは努力義務。）128　当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　 なお、掲示しなければならない事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる方法により、掲示に代えることができる。 (軽費老人ホーム) | い　るい　るい　るい　るい　るい　るい　るい　るあ　るい　るい　る | いないいないいないな　いな　い | いないいないいないいない記録無いないいないいない | ・道養護運基第30条　・道養護運則第7条　・養護運通第5の16・道特養運基第32条　・道特養運則第7条　・特養運通第5の19・道軽費運基第34条　・道軽費運則第9条　・軽費運通第5の18・同上・同上・同上・同上・道養護運基第29条・道特養運基第31、48条・道軽費運基第33条・福祉法第78条※福祉サービス第三者評価の受審は、措置費（運営費）の弾力運用の適用要件の1つになっている。・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（H16.3.12厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）・各施設運営最低基準・道養護運基第31条　・養護運通第5の17・道特養運基第32条の2　・特養運通第４の20・道軽費運基第34条の2　・軽費運通第5の19・道軽費運基第29条　・軽費運通第5の14 | ・事故報告書・事故報告・委員会議事録・事業計画・行事予定表・結果報告書・実施記録簿・虐待防止検討委員会に関する記録・虐待防止に関する研修記録・掲示物 |
| 第3過去の指導監査過去の指導監査における指摘事項 | 129　前回指導監査指摘事項の改善状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 改善を要する事項 | 文書指導 | 口頭指導 | 改善状況（道への報告内容） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　（注）文書指導及び口頭指導のいずれかに●　【　指導監査実施年月日　　　　年　　月　　日　】　【　改善状況報告年月日　　　　年　　月　　日　】130　前々回指導監査指摘事項の改善状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 改善を要する事項 | 文書指導 | 口頭指導 | 改善状況（道への報告内容） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　（注）文書指導及び口頭指導のいずれかに●　【　指導監査実施年月日　　　　年　　月　　日　】　【　改善状況報告年月日　　　　年　　月　　日　】 |  |